

介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立て依頼書

通常過誤用

(あて先)千葉市 区長

保険者番号	1	2	1	0		
-------	---	---	---	---	--	--

提出日	平成 年 月 日
-----	----------

下記の総合事業(第1号事業支給)費の請求について、過誤の申立てを依頼します。

事業所番号									
事業所名									
担当者名									
電話番号									

(取下内容)

被保険者番号		被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス種類名	申立事由 コード	申立事由(○をつけ下段に内容を記載)					保険者 処理欄
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				
1	0	0		平成 年 月		請求誤り等	市や県による指導監査				

※この用紙は、給付実績の取下げを目的として、「通常過誤」を申し立てるためのものです。毎月14日までに各区の保健福祉センター 介護保険室に提出してください。

その後、国保連合会から過誤決定通知書が届いたら、正しい内容で再請求をしてください。

※一度に大量の過誤調整を要する、多額で事業所運営に支障をきたす恐れがある等の理由により、「同月過誤」(別様式)を希望する場合は、事前に千葉市介護保険管理課と協議が必要です。

介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立て依頼書

同月過誤用

(あて先)千葉市 区長

保険者番号	1	2	1	0		
-------	---	---	---	---	--	--

提出日	平成 年 月 日
-----	----------

再請求日	平成 年 月 日
------	----------

(予定)

下記の総合事業(第1号事業支給)費の請求について、過誤の申立てを依頼します。

※提出日の翌月10日までに再請求してください。

事業所番号									
事業所名									
担当者名									
電話番号									

(取下内容)

被保険者番号			被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス種類名	申立事由 コード		申立事由(○をつけ下段に内容を記載)				保険者 处理欄
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			
1	0	0		平成 年 月				請求誤り等	市や県による指導監査			

※この用紙は、給付実績の取下げを目的として、「同月過誤」を申し立てるためのものです。「通常過誤」の申立てにこの用紙は使わないでください。

※同月過誤は、一度に大量の過誤調整が必要な場合や多額の過誤調整で事業所運営に支障をきたす恐れのある場合に限られ、事前に千葉市介護保険管理課(及び国保連合会)

と協議が必要です。(認められた場合は、この用紙に記入のうえ、再請求予定月の前月25日までに各区の保健福祉センター 介護保険室に提出してください。)

千葉市 保険者番号 一覧

※ サービス提供年月において有効な区の証記載保険者番号を記載してください。

中央区	1	2	1	0	1	2
花見川区	1	2	1	0	2	0
稲毛区	1	2	1	0	3	8
若葉区	1	2	1	0	4	6
緑 区	1	2	1	0	5	3
美浜区	1	2	1	0	6	1

(区への提出締切日) 通常過誤…毎月14日

同月過誤…毎月25日

区分	サービス種類名	通常過誤				同月過誤			
		請求誤り	市・県等指導監査・その他			請求誤り	市・県等指導監査・その他		
介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)	【訪問】訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス 【通所】通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス	1	0	0	2	1	0	9	9
介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (介護予防ケアマネジメント費)	介護予防ケアマネジメント費	2	0	0	2	2	0	9	9

※過誤申立てを行うことにより、区分単位で総合事業(第1号事業支給)費を請求した内容が取下げ(減額)となります。

※区分内の特定のサービス種類や特定のサービス種類コード(加算等)のみを取下げ(減額)することは、できませんので、ご注意ください。